

TOKYO働き方改革宣言

ライフ・ワーク・バランスのとれた健全な職場環境を維持すべく、働き方改革に従業員一丸となって取り組みます。

平成30年3月16日

株式会社クレストコンサルティング

目 標

働き方の改善

健康的な勤務状況を維持し、従業員の身体はもちろん心も健康に働き続けられるよう更なる柔軟な働き方を推進します。

休み方の改善

担当業務による偏りなく有給休暇を取得できる環境と、積立休暇の利用範囲を広げることで安心して働き続けられる環境づくりを目指します。

取 組 内 容

働き方の改善

勤務間インターバル制度を導入し、繁忙期であってもしっかりとした休息を確保することで、従業員の心身の健康に配慮します。

休み方の改善

現在、前期3日間・後期3日間となっている年次有給休暇の計画的付与を、前期5日間・後期5日間とします。
現在の積立療養休暇制度を、私傷病療養で連続して3日以上休業する場合以外であっても、原則2親等までの傷病(介護などによる手続きも含む)を対象にし、3日以上休業の制限は不要とします。